基本目標1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

【主な取組の進捗状況】

◆県民健康調査等の着実な実施

将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に、 全県民を対象に県民健康調査等を実施するとともに、放射線 による健康への影響等について、正しく分かりやすい情報提 供を行っています。

基本調査(被ばく線量の推計) (H28.6.30 現在)

•自記式質問票回答率 約 27.5% 回答者 565, 484 人 対象者 2, 055, 350 人 (H23. 3. 11 時点の県内居住者) <担当課> 県民健康調査課、健康増進課、 障がい福祉課、社会福祉課



甲状腺検査の様子

【全県分】0~2 ミリシーベルト未満の割合 93.8% ※原発事故発生直後から 7/11 までの 4 か月間の外 部被ばく線量を推計

•甲状腺検査(H28.6.30現在)

先行検査(平成23~25年度) ⇒ 本格検査(平成26年度~)

判定結果		判定内容	先行検査		本格検査			
			受診者数	割合	受診者数	割合		
			(人)	(%)	(人)	(%)		
A判定	Α1	結節や嚢胞なし	154,607	00.0	108,619	99.2		
	A2	5.0mm 以下の結節や 20.0mm 以下の嚢胞	143,575	99.2	159,491			
B判定		5.1mm 以上の結節や 20.1mm 以上の嚢胞	2,293	0.8	2,217	0.8		
C判定		直ちに二次検査を要するもの	1	0.0	0	0.0		

【先行検査】

- ・A1、A2 判定は次回の検査まで経過観察。・B、C 判定は二次検査を実施。
- ・A2 判定の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、 B 判定としています。(先行・本格検査共通)
- ・二次検査で、悪性ないし悪性疑い 116人 (手術実施 102人:良性結節 1人、乳頭癌 100人、低分化癌 1人)

【本格検査】

- ·A1、A2 判定は次回(平成 28 年度以降)の検査まで経過観察。
- 二次検査(1,379 人結果確定)で、悪性ないし悪性疑い 59 人(手術実施 34 人:乳頭癌 33 人 その他の甲状腺癌 1 人)

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

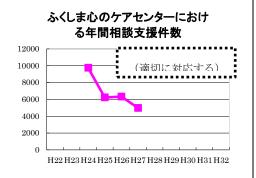
県実施分の累計検査人数 297, 186 人 (平成 23 年 6 月~平成 28 年 8 月)

【検査実施結果(県)】預託実行線量(おおむねー生涯に体内から受けると思われる内部被ばく線量)							
1ミリシーベルト未満	1ミリシーベルト	2ミリシーベルト	3 ミリシーベルト				
297, 160 人	14 人	10 人	2 人				

※県ではホールボディカウンター22 台体制で検査しています。

◆被災者の心身のケア

仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている被災者 への訪問等による見守り、健康支援活動、相談支援活 動、サロンでの心の健康講話等を実施するとともに、 支援者への支援活動の充実や県外の関係団体と連携し た県外避難者の心のケアを実施しています。



<H27 年度の主な実績>

- 保健医療専門職(保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等)の確保 34名
- ・県保健福祉事務所による被災者健康支援活動 集団支援 822 回、個別支援 5,494 件
- ・心のケアセンター相談支援対応件数:4,972 名、サロンでの心の健康講話参加者:8,470 名
- ・市町村への業務支援 延べ 20,983 人

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 甲状腺検査については、平成 26 年度から本格検査を開始していますが、県民がより身近な 医療機関等で検査を受けることができるよう、体制を整備する必要があります。
- ◆ 長期化する避難生活の中で、被災者の心身の健康への影響が今後も懸念され、対策を継続・ 強化するためには生活支援相談員や保健師等の人材確保、支援者を支える取組が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 県民が身近な医療機関で検査を受けることができるよう、検査拠点となる医療機関の確保 等、関係機関との調整を進めます。

また、甲状腺検査説明会をきめ細かに開催するとともに、県民健康調査検討委員会において、検査の方法や結果等の検証や評価を行い、客観性を確保し、県民への積極的な情報発信を行っていきます。

◆ 被災者の支援体制の更なる充実を図るため、生活支援相談員や保健師等の人材確保のため の財源確保に努めるとともに、支援策の充実強化を図っていきます。

(2) 医療提供体制の回復

【主な取組の進捗状況】

◆医療従事者確保及び医療機関の機能回復

震災・原発事故により被災した本県(とくに浜通り)²⁰⁵₂₀₀の医療の復興に向け、福島県浜通り地方医療復興計画な¹⁹⁵ どに基づき、医師等の医療従事者の確保と医療機関の機¹⁸⁰ 能回復を図るとともに、救急医療提供体制の強化を進め¹⁸⁰₁₇₅ ています。

<担当課> 地域医療課、医療人材対策室

医療施設従事医師数 (人口10万人対)



<H27 年度の主な実績>

〇医療従事者確保の取組

- ・県外からの医療従事者等の雇用 常勤 68 名 (うち医師 38 名)、非常勤 1 名 (うち医師 1 名)、支援医師 772 名
- ・福島県立医科大学の学生を対象とした修学資金貸与 新入学 43 名、在学生 209 名に貸与
- ・看護職員の確保・定着に取り組む浜通りの医療機関への支援 21 病院、11 診療所に支援
- ・認定看護師派遣による看護実践能力を高める研修 県内の6病院(浜通り1病院)を対象に実施
- ・保健医療従事者養成施設の整備に向けた基本構想・基本計画の策定

〇医療機関機能回復の取組

- ・医療機関の医療機器・施設改修支援:6病院
- •新病院整備支援:1病院
- ・警戒区域等の医療施設の再開に向けた支援:13 医療機関
- ・医療情報ネットワーク整備支援:県北・会津・南会津・相双の医療圏で実施

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 医師や看護師については、短期的には県内での就業を希望する医師の招へい、県立医科大学からの医師派遣等により、長期的には修学資金の貸与、女性医師の就業支援等、あらゆる対策を講じて、人材確保と定着を進めていく必要があります。
- ◆ 理学療法士、作業療法士、診療放射線技師等の保健医療従事者についても、養成施設の整備や修学資金の貸与等の施策を講じ、養成・確保する必要があります。
- ◆ 避難者が安心して帰還できるよう、避難地域等における医療提供体制を再構築する必要があります。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 今後も短期的には県外からの医療従事者の招へいに対する支援や県立医科大学に設置した 寄附講座から浜通りの病院への医師の派遣を実施しつつ、中・長期的には、県立医科大学医 学部の入学定員増 (H25 年度から定員 130 人)と修学資金制度の拡充による医師の確保に取 り組んでいきます。
- ◆ 看護職員が県内に定着するために、養成所や医療機関等の情報提供を積極的に行うととも に、教育環境の整備を促進します。さらに、県外の看護学生の県内への就業を促進するため、 医療機関の修学資金制度の拡充を支援します。
- ◆ 理学療法士等の保健医療従事者養成施設の整備に向けた取組を進めます。
- ◆ 避難地域等における医療提供体制について、県、国、市町村、関係機関等が協議し、具体 化していきます。

(3) 最先端医療体制の整備

【主な取組の進捗状況】

◆ふくしま国際医療科学センターの整備

<担当課> 医療人材対策室

県民健康調査の着実な実施、最先端の医療設備と治療体制の構築、世界に貢献する医療人の育成等に加え、医療関連産業の振興により、地域社会を再生・活性化し、その復興の姿を全世界に向けて発信する主導的役割を担う「ふくしま国際医療科学センター」を県立医科大学(福島市)に整備しています(平成28年度開所予定)。

<H27 年度の主な実績>

・平成28年度の全面稼働に向け建設工事を進め、「環境動態 解析センター棟」及び「先端臨床研究センター棟」が竣工

「災害医学・医療産業棟」~

「環境動態解析センター棟」 ___

「ふくしま いのちと未来のメディカルセンター棟」

「先端臨床研究センター棟」ー

くふくしま国際医療科学センター>



【施策を推進する上での課題】

◆ 拠点の整備には、県民健康管理調査部門や、早期診断・治療部門、創薬・治験部門に加え、 これらの部門を円滑に運営するための教育・人材育成部門の整備も不可欠であることから、 当該施設の安定的な運営に必要な財源の確保と、県民健康調査や最先端医療を担う国内外の 放射線医学の専門家の確保が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 運営に要する財源の確保や、放射線医学等の専門家の更なる確保に努め、県立医科大学と 連携し、病気の予防と県民の健康増進、さらには健康寿命を延伸することを目指します。

(4) 安心できる子育て環境の整備

【主な取組の進捗状況】

◆子育て環境の整備

子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み 育てやすい環境づくりを推進するため、18歳以下の県 民の医療費無料化を始め、子育て・健康に関する相談 支援、屋内遊び場等の環境整備、子どもの食に関する 問題の解消に向けた取組等を実施しています。

<担当課>こども・青少年政策課、 子育て支援課、児童家庭課、健康増進課



<H27 年度の主な実績>

- ・18歳以下医療費無料化の継続実施
- ・母子の健康支援事業 赤ちゃん電話健康相談件数 1,403 件、妊産婦・乳児等の訪問 1,461 件 交流会・育児サロン 132 回開催 1,950 組参加
- ・屋内遊び場の整備支援 2か所の整備を支援、17か所の運営費を支援
- ・子どもの食を考える地域ネットワーク会議 9回開催 参加者 207名

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 県内で安心して子育てができるよう 18歳以下の県民の医療費無料化を継続する必要があります。
- ◆ 市町村が地域のニーズを踏まえて、事業を展開する必要があります。

- ◆ 18歳以下の県民の医療費無料化ついて継続して実施します。
- ◆ 市町村が子ども・子育て支援の事業に取り組むことができるよう支援していきます。

(5) 福祉サービス提供体制の復旧

【主な取組の進捗状況】

◆介護・福祉サービス提供体制の復旧

<担当課>

社会福祉課、福祉監査課、高齢福祉課

東日本大震災等による福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、人材の育成、確保、定着を図るための様々な事業を総合的に展開するとともに、高齢者等サポート拠点等において被災高齢者等の支援を実施しています。

<H27 年度の主な実績>

・福祉・介護人材の育成・確保

県外から相双地域への福祉・介護人材就職者数 41名

奨学金(研修受講料・就職準備金)の貸与 36名

介護職員初任者研修 1,697 名受講

地域医療介護総合確保基金事業(介護人材の確保) 51 団体・事業所

・福祉・介護人材の定着促進

キャリアアップの仕組の構築及び新人向けOJTの導入支援関連研修 計 20 回 671 名受講

・高校生等を対象とした人材確保事業

仕事説明会 19回 714 名参加、職場見学会 20 施設 155 名参加

学生向け介護職員初任者研修資格取得支援

修了者 64 名のうち福祉介護施設への就職者 63 名

・仮設住宅等に避難している高齢者への支援 高齢者等サポート拠点運営支援 27カ所

・介護支援専門員等の派遣支援、高齢者等を地域で支え合う体制づくりの支援

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 喫緊の課題である福祉・介護人材の育成・確保・定着に向け、各種調査結果や現場の声を 踏まえながら、引き続き、効果的な施策を展開していく必要があります。
- ◆ 長期化する避難生活や復興公営住宅への移行等を踏まえ、被災高齢者等の状況に応じた支援を適切に行える人材の育成を行う必要があります。

- ◆ 関係機関や施設事業所等と連携した人材確保の取組に加え、若者に介護・福祉の仕事を理解してもらうための事業や、介護・福祉ロボットの普及促進など、介護・福祉職のイメージアップを図るための事業などの施策を展開していきます。
- ◆ 被災高齢者等の状況に応じた支援を行うために、市町村や高齢者等サポート拠点運営委託 先の社会福祉法人等と連携して、ニーズに合わせた支援を継続していきます。

(6) 飲料水及び食品等の安全性の確保

<担当課>食品生活衛生課

【主な取組の進捗状況】

◆飲料水の安全確保

飲料水の安全性確保のため、県内全ての水道水を 対象とした放射性物質モニタリング検査を実施し、 検査結果を速やかに公表しています。

◆食品の安全確保

市場等に流通する食品等の安全を確認するため、 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中 心に放射性物質検査を実施しています。

放射性物質の基準値を超えて 出荷流通した不良食品件数



<H27 年度の主な実績>

- ·水道水 モニタリング検査箇所数 328 箇所、検査実績 12,429 件
- ・食 品 加工食品等の検査実績 5,437件(あんぽ柿等の試験加工品227件を含む) うち、基準値を超過した食品 15件(あんぽ柿等の試験加工食品15件) ※全て出荷前の検査であったことから、流通販売はされていません。

【施策を推進する上での課題】

◆ 飲料水や食品(以下「食品等」という。)の安全確保については、県民の不安を払拭するため、長期的な検査体制を継続的に整備していく必要があります。

なお、放射性物質の検査に当たっては、県民の安全と安心を確保する観点から、正確かつ 迅速な検査が求められるため、引き続き、検査機器の校正・保守点検、検査技術の標準化の 維持及び検査の精度管理を確実に実施していく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 今後も、基準値や管理目標値を超える放射性物質を含む食品等を供給、流通させないため、 引き続き検査及び検査結果の迅速な公表を行い、食品等の安全確保に努めるとともに、県内 外の消費者が安心して県内で提供される食品等を選択できるよう食と放射性物質に関する理 解普及に向けた正しい情報の発信に努めていきます。

(7) 保健・医療・福祉の連携体制の構築

<担当課>保健福祉総務課、 社会福祉課、高齢福祉課

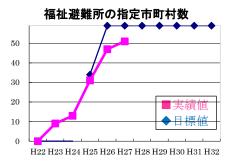
【主な取組の進捗状況】

◆市町村との連携

市町村における福祉避難所の指定を促進するため、 未指定の市町村への個別の働き掛けや関係機関・団 体等との調整を進めています。

◆地域包括ケアシステム構築の推進

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で生活を営む ことができるよう、地域における保健・医療・福祉の



ネットワークの構築及び調整機関としての地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会 を開催するとともに、全ての地域包括支援センターで「地域ケア会議」が開催できるよう「広 域支援員」や専門職の派遣を行い支援しています。また、市町村及び医師会等の関係機関等 を対象とした研修会を行うとともに、補助事業により市町村の体制整備やモデル事業の取組 を推進しています。

<H27 年度の主な実績>

- 福祉避難所指定状況
- 51 市町村 359 施設 (H28 年 3 月末現在)

・地域包括ケア体制推進 ネットワーク機能強化研修 (3回開催)、地域ケア会議等活動支援 (広域支 援員 21 回、専門職 20 回派遣)、地域包括ケアシステム構築トップセミナー 及び新しい総合事業移行セミナー(各1回開催)、生活支援コーディネータ 一養成研修(2回開催)、福島県地域包括ケアシステム構築推進事業補助金 (26 市町村 39 事業)、県中医療圏退院調整ルール策定

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 市町村及び関係施設等に対する福祉避難所の指定・運営に関する情報提供と、効果的な避 難行動がとれるよう避難計画の実効性を確保する必要があります。
- ◆ 県内どの地域でも安心して生活できるための一助として、地域ケア会議が全ての地域包括 支援センターで開催できるようにする必要があります。
- ◆ 市町村が中心となって、地域の医師会等と地域包括支援センターの間で緊密に連携しなが ら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る必要があります。
- ◆ 要介護者などが退院した場合には、医療機関と介護支援専門員等の間の情報交換が行われ、 在宅での生活支援が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

- ◆ 福祉避難所の全市町村指定に向け、引き続き、未指定市町村への働き掛けを行うとともに、 災害時に円滑に福祉避難所の運営が行えるよう開設訓練の実施や、ヒト・モノの確保に係る 関係団体等との協力体制の構築など、市町村における平時の取組を支援していきます。
- ◆ 地域包括ケア体制構築に向けて、関係団体間のネットワークづくりの支援や個別課題解決 のための専門職の派遣、市町村及び医師会等の関係機関等を対象とした研修会を通じて、市 町村の取組を支援していきます。
- また、医療機関と居宅サービス事業所の情報共有が行える体制整備を進めます。

基本目標2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進(再掲)

基本目標1に記載

(2) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

【主な取組の進捗状況】

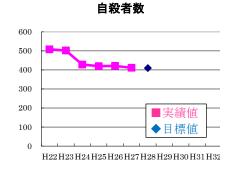
◆健康ふくしま21計画の推進

第二次健康ふくしま21計画に基づく県民健康づくり運動を推進するため、市町村や企業、学校など関係機関と連携し、各種取組を実施しています。

◆心の健康づくり対策の推進

こころの健康づくりに関する普及啓発を行うとと もに、自殺問題への理解促進・啓発活動、相談体制 の整備、市町村への自殺対策事業費助成など、第二

次自殺対策推進行動計画に基づき、各種事業を進めています。



<担当課>健康増進課、 障がい福祉課

<H27 年度の主な実績>

- 〇健康ふくしま21協議会の開催(H28.2.3)
- 〇地域・職域連携推進事業

連携会議 12 回開催、研修会 9 回開催

- 〇自殺対策
 - ・電話相談 延べ 1,048 件
 - 普及啓発 新聞掲載、テレビ 160 回、ラジオ 128 回
 - 市町村人材育成研修 6方部で実施
 - ・自殺関連の事業を実施する民間団体への助成 6団体

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、関係機関と連携し県民の健康づくりに関する取組を充実させる必要があります。
- ◆ 過去の震災では、震災後、数年経過してから自殺者が増加していることから、自殺対策 に取り組むゲートキーパー(命の門番)の養成や、市町村の取組を支援する必要がありま す。

- ◆ 市町村や企業、学校など関係機関との連携を強化し、「健康」をテーマとする新しい県 民運動のもと、県民への健康づくりに関する事業に取り組みます。
- ◆ 県民が健康づくりに参加しやすいよう、動機付けとしてインセンティブを付与する仕組 みを構築します。
- ◆ 被災者の心のケアを着実に実施するとともに、各種相談機関との連携強化や、住民により身近な市町村における自殺対策の促進など、「こころの健康づくり対策」の充実を図っていきます。

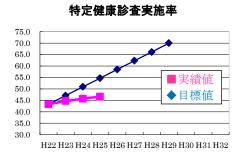
(3) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

<担当課>健康増進課

【主な取組の進捗状況】

◆生活習慣病の予防・早期発見

生活習慣病を予防するため、栄養・食生活、運動、歯・口腔などに関する各種事業や、市町村等に対する生活習慣病の予防・早期発見に関する情報提供などに取り組んでいます。



<H27 年度の主な実績>

·市町村栄養改善事業支援事業 情報交換·個別助言 9回

【施策を推進する上での課題】

◆ 生活習慣病の予防に関する知識の普及や、特定健康診査の実施率の向上につなげるため の取組を継続して実施していく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 市町村や企業、学校等と連携し、生活習慣病の予防などに関する情報を県民に提供する こと等により、望ましい生活習慣の定着や健診の重要性について、さらなる普及啓発を図 っていきます。

(4) がん予防・医療の推進

<担当課>健康増進課、地域医療課

10.0

【主な取組の進捗状況】

◆受診率向上のための取組

受診率向上に効果のある対策を実施する市町村に対する支援、がん検診推進員の養成、啓発イベントや活動を行い、県民の生涯にわたる健康の保持・増進につなげ、全国に誇れる健康長寿県を目指しています。また、県内や避難先において検診を受けることができる体制を整備しています。

60.0 50.0 40.0 30.0 20.0 **東**績値 ◆目標値

H22H23H24H25H26H27H28H29H30H31H32

胃がん検診受診率

◆がん診療体制の充実

県内のがん診療体制の一層の充実を図るため、がん診療連携拠点病院において、地域の 医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に対して支援するとともに、がん看護に 関する専門的な知識と技術を持った臨床実践能力の高い看護師を養成しています。

<H27 年度の主な実績>

〇がん予防・がん検診受診啓発

- ・個別受診勧奨のための経費及び受診機会の拡大のための経費に対する支援 36 市町村
- がん検診推進員の養成研修会 13 回開催 401 名受講(累計 2,602 名)
- ・がん検診推進員スキルアップ研修会 4回開催 155 名受講
- ・がん予防・がん検診の集い H27.10.31 来場者数 1000 名、がん検診啓発キャッチフレーズ表彰
- ・保健福祉事務所による健康長寿普及啓発活動
- · 避難者検診体制整備事業 6 町村

○がん医療・看護

- ・都道府県がん診療連携拠点病院1カ所、地域がん診療連携拠点病院8カ所
- ・がん専門看護研修 40 日間、12 名修了

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 県内や避難先において検診を受けることができる環境整備の更なる拡充が必要です。
- ◆ 市町村の実情に応じたきめ細かな支援を行い、県民のがんに対する理解の促進に繋がる 更なる取組が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 検診を受けやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、幅広い世代にわたるがん検診 推進員の養成など、受診率向上に向けた取組を進めていきます。

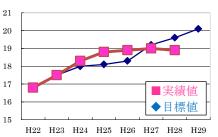
(5) 高齢者の介護予防の推進

【主な取組の進捗状況】

◆介護予防事業·普及啓発

市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう 市町村支援委員会において介護予防事業の評価を行 い、参考となる事業を HP で紹介するとともに、各 保健福祉事務所による市町村への助言を実施してい ます。また、介護予防に関する普及・啓発を行う とともに、介護予防従事者を対象とした研修を開催 しています。 <担当課>高齢福祉課、介護保険室

介護保険の要介護(要支援)に 該当する高齢者の割合



<H27 年度の主な実績>

- •介護予防市町村支援委員会:2回、介護予防研修会1回、介護予防従事者研修:1回
- ・認知症に関する相談先一覧の作成・配付

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 県内の高齢化の進展や、東日本大震災による避難生活が長期化するなか、心身機能の低下や健康状態の悪化、さらには孤立等が懸念されることから、介護予防や地域交流の場の提供等のサポートが必要となっています。
- ◆ 介護保険法の改正により平成29年4月までに全ての市町村において、要支援者の予防 給付(訪問介護・通所介護)が市町村の地域支援事業に移行することから、介護予防を進 める上での課題把握や対応策の検討を行っていく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ これまでの取組を進めるとともに、仮設住宅等における生活機能支援事業や、相談支援 専門職チームによる支援事業などを積極的に実施します。

また、予防給付の地域支援事業への移行に関する情報収集を行い、市町村や関係機関への周知、介護予防を進める上での課題把握等を行っていきます。

(6) 健全な食生活を育むための食育の推進

【主な取組の進捗状況】

◆産学官連携による食育の推進

福島県のおいしい食材で、震災に負けない健康な 身体をつくることをめざして、産学官連携を活用し ながら地域住民の食育推進活動の活性化を図ってい ます。

「食育」に関心がある者の割合 100.0 95.0 90.0 85.0 80.0 75.0 75.0 75.0 65.0 60.0 55.0 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H3

<担当課>健康増進課

<H27 年度の主な実績>

- ・福島県食育応援企業団の登録数 35社
- ・会津大学短期大学部との連携(食育媒体・デジタルデータの開発・ヘルシーメニューの開発等)
- ・「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう」検討会・研修会の開催 計3回122人参加
- ・「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう」ワークショップの開催 計8回1,624人参加
- ・ お向かいさん、お隣さんへの食育推進一声運動 県内 2,589 件の家庭訪問を実施

【施策を推進する上での課題】

◆ 一時的な取組ではなく、継続して県民運動として定着できる仕組みづくりが必要です。 また、東日本大震災以後、風評や県民の生活習慣の変化等による子どもの運動不足・肥 満などが課題となっていることから、食を通じた県民の健康な体づくりを推進するため、 庁内関係各課や産学官と連携した食育の推進体制の整備や普及啓発に取り組む必要があ ります。

- ◆ 新しい県民運動において、「運動」や「食」に関する取組など「健康」がテーマに選定されたところであり、県民自らが積極的に健康増進に取り組み、地域全体の活性化にもつながる仕組みづくりを関係者・関係機関が一丸となって推進していきます。
- ◆ 平成28年6月に北海道・東北ブロックでは初めてとなる食育推進全国大会を本県で開催し、本県の食育活動をより一層推進するとともに、健康長寿の取組につなげ、本県の多彩な食文化や震災後の復興に向けて力強く歩み続けている福島の姿を全国に発信します。
- ◆ 運動不足・肥満といった東日本大震災後の子どもたちの新たな健康課題に対応するため、家庭・学校・地域が一体となった食育推進体系を再構築し、「元気なふくしまっ子」 が育つ食環境整備を進めます。

(7) 感染症対策の推進

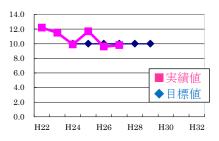
<担当課>健康増進課

【主な取組の進捗状況】

◆感染症対策

感染症法に定められた各疾患の発生時に、迅速に患 14.0 者を指定医療機関に移送・入院させるとともに、感染 10.0 源特定のための疫学調査の実施体制の整備を進めてい 8.0 6.0 ます。 4.0

結核罹患率



◆新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、

「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、情報伝達訓練や検体の採取方法 等の安全な検体の取り扱いについて、医療機関や保健所等の関係者に対し、講義及び手技 等の習得訓練を実施しています。

<H27 年度の主な実績>

- ○新型インフルエンザ等対策
 - 情報連絡訓練
 - 仙台検疫所福島空港出張所との情報共有訓練(地域医療会議の開催)
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 新たに発生する感染症に迅速かつ的確に対応していくために、感染症指定医療機関の運営に対する支援の充実が必要です。
- ◆ 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に備えた 訓練や医療体制の構築等の対策を行う必要があります。

- ◆ 引き続き、感染症指定医療機関に対する運営支援や感染症対策に対応できる人材の育成 に取り組んでいきます。
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生に備え、入院協力医療機関が行う設備整備や個人防護具等 の購入など医療体制整備を支援していきます。

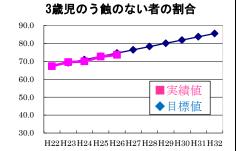
(8) 歯科口腔保健の推進

【主な取組の進捗状況】

◆う蝕や歯周疾患等の予防・普及啓発

う蝕や歯周疾患等の予防意識の浸透を図り、口腔内の健康の保持増進を図るため、「第三次福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画」に基づいて、関係機関との連携の下にライフステージに応じた普及啓発を行っています。

<担当課> 健康増進課



◆「8020運動」の推進

高齢社会を踏まえ、生涯にわたって丈夫な歯で健康な生活を送れるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を積極的に推進するため、歯科保健対策協議会を開催するとともに、市町村における歯科保健対策を促進するために幼児期のむし歯ハイリスク児に対するフォローアップの実施や歯科保健情報システム等を活用した支援を行っています。

◆ 避難者の口腔ケア

仮設住宅等で避難生活を余儀なくされた方々の口腔内の状態の悪化が懸念されるため、 口腔の健康の保持増進に関する取組を実施しています。

<H27 年度の主な実績>

- ・歯科保健対策協議会の開催
- ・市町村に対する検討会、研修会の開催、技術支援、歯科保健情報システム集計結果の情報提供
- ・市町村におけるむし歯ハイリスク児に対するフォローアップの実施
- ・地域歯科保健活動を実践する関係職種に対する研修会等の開催
- ・被災者口腔ケア支援 3,110人(仮設 1,005人、借上 100人、施設 1,540人、その他 465人)
- ・子どものむし歯予防対策検討会・研修会の開催

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 子どものう蝕の有病状況が全国ワーストレベルとなっており、更なるう蝕対策や市町村 の取組に対する支援が必要です。
- ◆ 避難生活の長期化に伴い、避難者の口腔内の状態の悪化が懸念されるため、口腔の健康 の保持増進に関する取組の継続が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 第三次福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画(歯科保健計画)に基づき、小児期におけるむし歯予防対策の強化を始め、成人期、高齢期さらには避難生活を余儀なくされている方々に対する普及啓発活動等を総合的に推進していきます。

基本目標3 地域医療の再生と最先端医療の推進

医療提供体制の回復(再掲) (1)

基本目標1に記載

医師、看護師等の確保と資質の向上 (2)

<担当課> 地域医療課、医療人材対策室

【主な取組の進捗状況】

◆医師確保、キャリア形成支援

県内における医師不足及び地域偏在を解消する ため、将来の地域医療を担う学生や修学資金受 給者の県内定着への取組や医師のキャリア形成 支援などの取組、さらに、医師が不足する病院の 医師確保等の支援を行っています。



◆看護師の確保・定着支援

看護職の円滑な就業を支援するため、求人の掘り起こし及び求人・求職マッチングを促 進しています。

また、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図るため、看護職員の離職防止や再就 業を支援するとともに、看護職員の定着に向けた職場の環境づくりを支援しています。

◆理学療法士等その他の保健医療従事者の確保

医師や看護師とともに本県の医療提供体制を支える、保健医療従事者の安定的な養成・ 確保を行うため、人材養成施設の整備に向けた検討や修学資金の貸与を行っています。

<H27 年度の主な実績>

(医師)

- ・医学部学生に対する修学資金の貸与(県内就職学生対象)268名、地域医療体験研修47名
- ・医師臨床研修支援 病院合同オリエンテーション 86 名、病院見学延べ 28 名、指導医養成講習会 23 名、臨 床研修病院ネットワーク運営や臨床研修医の募集・育成に関する説明会9回、研修会9回
- ・医師マッチング事業 (離職した女性医師、定年を迎える医師等) 2名就業
- ・医師不足が深刻な特定診療科支援 救急医療機関勤務医確保 16 カ所、産科医師確保 23 カ所、新 生児科医師確保2カ所、病診連携産科小児科3カ所
- ・女性医師等就労環境改善に取組む医療機関への支援 4 病院、研修会等の開催

(看護職員)

- ・高校生の1日看護体験52病院、792名
- 病院合同説明会 参加者 187 名、養成所進学相談会 参加者 135 名
- ·看護師等養成所の運営費補助 16 施設、看護教員·実習指導者養成講習 63 名
- ・実習教員の配置や教育機器の整備、研究活動費用の支援 17 施設
- ·保健師等修学資金貸与 136 名
- ・ナースセンター事業 ナースバンク就業者 139 名、巡回相談会就業者 80 名

- · 新人看護職員研修支援 43 病院、看護補助者養成研修(職業紹介実績)24 名
- · 病院内保育所運営費補助 30 施設

(その他の保健医療従事者)

- 保健医療従事者の養成施設の整備に向けた有識者会議 3回開催
- 保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本構想、基本計画の策定
- ·理学療法士等修学資金貸与 206 人

【施策を推進する上での課題】

▶ 県内の医師・看護師の不足は続いていることから、引き続き、医学生、医師の県内定着 の促進、県外からの招へい、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る必要がありま す。

【施策の取組の方向性】

◆ 高校生等への普及啓発、医学生・看護学生への県内定着の働きかけ、医師、看護職員の 離職防止(教育体制強化、就労環境改善等)、離職者の県内再就職のマッチング等を総合 的に展開していきます。

安全、安心な医療サービスの確保 (3)

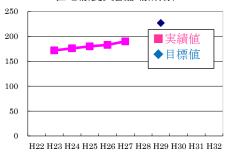
<担当課>地域医療課、医療人材対策 室、高齢福祉課

【主な取組の進捗状況】

◆救急医療体制の充実強化

救急患者の受入れ等に適切に対応できるよう初 期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進 するため、救命救急センターやドクターヘリの運営 費に対する支援などにより救急医療体制の充実強 化を行っています。

在宅療養支援診療所数



◆在宅医療の推進

在宅医療の推進には、医療と介護など多職種の連携が重要であり、医療従事者と介護事 業者の顔の見える連携拠点づくりへの支援や、多職種協働による在宅チーム医療を担う人 材の育成に取り組んでいます。

また、訪問看護等に従事する看護師及び予定者を対象に、在宅医療を推進できる人材の 育成に取り組んでいます。

さらに、各医療圏において退院調整ルールの策定・運用に取り組んでいます。

<H27 年度の主な実績>

〇救急医療

- ・救命救急センターの設置運営費補助 県内3方部、ドクターへリ運営費補助
- ・県民に対する医療機関情報の提供や救急医療情報の関係機関との共有等のためオンラインネット

ワークの整備

〇在宅医療

- ・在宅療養支援診療所等に対して在宅医療に必要な医療機器の整備を支援 24 医療機関
- ・在宅医療を実施する医療機関に対して訪問診療車の整備を支援 13 医療機関
- ・医療関係団体に対して地域包括ケアシステム構築に資する研修会開催を支援 5 団体
- ・在宅医療推進のための訪問看護人材育成事業 17 名

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 救急医療体制の更なる充実強化を図る必要があります。
- ◆ 超高齢社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入に限度があり、在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の1つとして整備を推進していく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆救急医療

ドクターへリの適切な運航や県内全域の医療機関等をインターネットで結び情報共有 を図ることなどにより、災害時を含めた救急医療提供体制を支援していきます。

◆在宅医療

多職種研修会支援による在宅医療従事者の連携・資質向上や、在宅医療従事者の拠点整備等により在宅医療の推進を図るなど、在宅医療における保健・医療・福祉の効率的な多職種連携を促進します。

また、訪問看護についても、医療依存度の高い在宅療養者に対し、質の高い在宅ケアが提供できるようキャリア別研修の実施を支援するなど充実強化を図ります。

(4) 最先端医療体制の整備(再掲)

基本目標1に記載

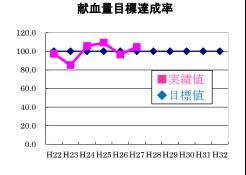
(5) 血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保

<担当課>薬務課

【主な取組の進捗状況】

◆血液の確保及び医薬品の監視指導

福島県献血推進計画の中で、平成28年度献血 目標量30,154Lを掲げ、若年層を中心とした献血 思想の普及啓発、ボランティア団体の育成及び強 化を図り、県民の理解と協力を求めるとともに、 医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及を図 り、適正かつ安全な輸血療法の向上を図っていま す。



県内の医薬品等製造販売業者・製造業者の製品において、製品の安全管理及び品質管理 を徹底させるため、監視指導を実施しています。

<H27 年度の主な実績>

- •献血量 31,721.88L(目標量30,312L、達成率104.7%)
- ジュニア献血ポスターコンクールの実施
- ·血液製剤使用適正化普及事業

血液製剤使用に係わる懇談会、合同輸血療法委員会研修会、血液製剤使用指針等説明会、 自己血輸血講習会、病院に対する輸血に関するアンケート調査の実施

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 東日本大震災による県外への人口流出、事業所献血者等の減少、少子高齢化と若年層の 献血率の低下等による血液不足が懸念されており、献血者の確保に向けて、県民に献血へ の理解と協力を継続的に呼びかけるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普 及を図り、適正かつ安全な輸血療法の向上を図る必要があります。
- ◆ 県内の医薬品等の回収件数は減少傾向にありますが、より安全性に配慮した回収事案なども存在しており、回収件数の減少が難しい状況となっています。

- ◆ 10代、20代の若年層への献血の重要性について普及啓発を図っていきます。
- ◆ 医薬品製造販売業者等に対する指導、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口 の設置などにより、適正な県民医療の確保に努めます。

基本目標4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

(1) 安心できる子育て環境の整備(再掲)

基本目標1に記載

(2) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

<担当課> こども・青少年政策 課、子育て支援課

【主な取組の進捗状況】

◆子育て環境の整備・支援

地域での子育て力の向上や子育て支援を推進する ため、県、市町村及び民間団体が、子育て支援に関 する各種事業に取り組んでいます。

また、保育施設の整備や保育士の人材確保、保育の質の向上等を支援しています。



<H27 年度の主な実績>

- ・地域の寺子屋セミナー 5回実施、延べ191名参加
- ・地域の寺子屋 会津・中通り・浜通りで各5回ずつ実施、延べ1,027名参加
- ・子育て応援パスポート事業 協賛企業数 3,936 店舗
- ・安心こども基金事業 6 市村、8 施設
- ・保育士人材確保のための取組 就職支援相談 424 件、マッチング 21 件、修学資金貸付 35 人
- ・保育の質の向上のための研修事業 4回実施

【施策を推進する上での課題】

◆ 女性は、妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立という問題に直面することがあ り、健康な体づくりや妊娠・出産等の知識の普及と職場等の理解促進を図ることが必要で す。

- ◆ ふくしま結婚・子育て応援センターの設置や、いわゆる"世話焼き"をする人材の確保などを通じて社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援するための気運の醸成を図ります。
- ◆ 子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、市町村・関係団体、企業等とも連携しながら取り組みます。

(3) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

<担当課> 子育て支援課

【主な取組の進捗状況】

◆放課後児童クラブ等の設置促進

放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の 設置促進や運営支援により、子どもが健やかに成長 するための環境づくりを推進しています。

<H27 年度の主な実績>

- ・放課後児童クラブ設置数 410 か所
- ・放課後児童クラブ整備事業 7市町
- ・放課後児童クラブ運営費補助 46 市町村

500 450 400 350 300 250 **■実績値** ◆目標値

 $H22\,H23\,H24\,H25\,H26\,H27\,H28\,H29\,H30\,H31\,H32$

放課後児童クラブ設置数

【施策を推進する上での課題】

◆ 放課後児童クラブについては、児童福祉法の改正により、対象年齢が小学6年まで拡大 しており、受入体制の整備が必要です。

200

【施策の取組の方向性】

- ◆ 放課後児童クラブについては、市町村が行う施設整備に対して、引き続き支援していきます。
- ◆ 放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修を実施していきます。

(4) 子育て家庭の経済的支援

<担当課> 子育て支援課

【主な取組の進捗状況】

◆多子世帯に対する経済的負担の軽減

多子世帯に対する経済的負担の軽減のため、市町村の実施する保育料軽減の取組へ助成を行っています。

◆児童扶養手当の支給

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給しております。

◆児童手当の一部負担

児童を養育している保護者に対して家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援するため、市町村が支給する児童手当の一部を負担しております。

<H27 年度の主な実績>

- 多子世帯保育料軽減事業 44 市町村
- ・児童扶養手当の認定 受給者数 3,143名(平成28年3月末現在)
- ・児童手当県負担金 支給対象延べ児童数 2,781,212 (平成27年2月~平成28年1月分)

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 市町村と連携しながら、取り組んでいく必要があります。
- ◆ 制度の周知徹底と適正な制度運営を図る必要があります。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 市町村が実施する多子世帯への保育料軽減の取組に対して、引き続き支援していきます。
- ◆ 児童扶養手当及び児童手当について、市町村と連携して、法令等に基づき適正な事務執 行に努めていきます。

(5) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

<担当課> 児童家庭課

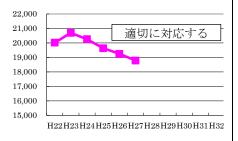
【主な取組の進捗状況】

◆援助を必要とする子どもや家庭への支援

地域において、障がいのある子どもやその家族に対する療育指導の実施や相談に応じるとともに、家庭で 22,000 適切な養育を受けることができない子どもについては、20,000 児童養護施設等における養育や保護による生活支援を 19,000 18,000 進め社会的自立を促進しています。 17,000

また、ひとり親家庭に対する経済的支援、就業支援などによる総合的な自立支援を進めています。

ひとり親家族への医療費助成事業 受給資格登録世帯数



<H27 年度の主な実績>

- ・発達障がい児支援者スキルアップ研修の開催、発達障がい地域支援マネージャーの配置
- ・障がい児(者) 専門相談支援(相談支援アドバイザーによる相談支援)
- ・母子家庭等就業・自立支援センター求職相談延べ件数 1,660件、就職者数 70人
- ・ひとり親自立支援プログラム策定者数 81 人、就職者数 42 人
- · 高等職業訓練促進給付金等事業 受給者数 10 人

【施策を推進する上での課題】

◆ 支援を受ける方の問題が多様化しているため、抱えている課題の状況把握に努め、どのように支援していくのかを市町村等関係機関と検討、調整しながら柔軟に対応していくことが必要となっています。また、ひとり親に対して、就業相談や情報提供、職業紹介等、就業支援を行う母子家庭等就業・自立支援センターの周知を図り、自立に向けた支援を進めていく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 引き続き、市町村等関係機関と連携して必要な支援を実施していきます。また、ホームページや新聞、ラジオ等を活用した広報が県内各地での就職相談会の開催を通して、母子

家庭等就業・自立支援センターの周知を図り、引き続きひとり親に対する就業支援を行っていきます。

(6) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

【主な取組の進捗状況】

◆不妊症に悩む夫婦等への支援

不妊症に関する知識の普及啓発を実施するととも に、不妊・不育症の治療に要する費用の負担軽減を図 っています。

◆周産期医療システムの充実

県民が安心して生み育てることができる環境づくり を推進するため、妊娠、出産から新生児に至るまでの 一貫した医療体制である周産期医療システムの充実に 取り組んでいます。 <担当課>子育て支援課、地域医療課、医療人材対策室

周産期死亡率 (出生数千人対)



<H27 年度の主な実績>

- ・特定不妊治療費助成 実数 609 件、延べ 921 件
- ・一般の方を対象とした不妊セミナーの開催 実施回数 3回
- ・周産期医療協議会開催、地域周産期母子医療センター等への運営費補助、周産期医療関係者研修、 総合周産期母子医療センター運営費補助

【施策を推進する上での課題】

◆ 産婦人科医師の不足や、分娩取扱施設の減少に伴い、周産期医療提供体制は厳しい状況 にあり、医師の負担軽減やその確保・育成の強化が必要です。

- ◆ 不妊症に関する知識の普及啓発を実施するとともに、特定不妊治療に要する費用の負担 軽減に引き続き取り組んでいきます。
- ◆ 周産期医療を担う医師数は絶対的に不足していることから、県立医科大学に「ふくしま子ども・女性医療支援センター」を設置(H28年4月)するなど、周産期医療等を担う医師の養成・確保に努め、医師の処遇改善を図る医療機関を支援し、その確保を推進していきます。

(7) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

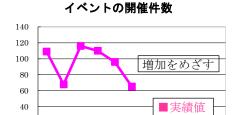
<担当課>こども・青少年政 策課

◆目標値

【主な取組の進捗状況】

◆次世代の親を育成するための取組

社会全体で独身の男女の出会いを応援する気運を 高め、地域・企業を含めたより広い範囲での出会い の場づくりを推進するため、平成27年8月に開所 したふくしま結婚・子育て応援センターを中心に婚 活イベントを実施し、また、センターにおいて各団 体のイベントを周知するなど、官民連携した取り組 みを推進しています。



H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32

独身の男女の出会いを支援する

<H27 年度の主な実績>

・婚活イベントの開催件数 65件

【施策を推進する上での課題】

◆ イベントで異性とうまくコミュニケーションをとれない参加者が多い、女性の参加者が 少ないなどの傾向がみられるため、独身者の身だしなみや会話等のスキルアップや新たな 独身者の参加の促進が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 事前に服装・あいさつ等に関するセミナーを実施し、イベントに参加した独身男女が、 会場でうまくコミュニケーションがとれるよう支援していきます。また、ふくしま結婚・ 子育て応援センター主催のイベントについて、参加しやすいイベントとなるよう工夫を凝ら すとともに、各団体のイベントをセンターで広く周知することで、参加者の増加に努めて いきます。

基本目標5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

<担当課> 高齢福祉課、 障がい福祉課、 児童家庭課、 健康増進課

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

【主な取組の進捗状況】

◆虐待防止に向けた普及啓発

高齢者、障がい者、老若男女すべての人が互いに支え合い、尊重しながら生活できる社会づくりを推進するため、各分野において、キャンペーンの実施、パンフレットの配付や研修会等を開催し、普及啓発に努めています。

<H27 年度の主な実績>

- ・児童虐待防止普及啓発ピンバッジ及びマグネットを関係機関に配付
- ・世界エイズデーキャンペーンや保健師の派遣等でエイズに関する正しい知識と予防の普及啓発
- ・高齢者虐待防止ネットワーク連携会議、高齢者虐待対応基礎研修、身体拘束廃止推進員養成研修、 身体拘束廃止に向けた実務看護職員研修、身体拘束廃止推進セミナー
- ・障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修派遣、障がい者虐待防止・権利擁護研修開催
- ・虐待防止啓発リーフレットの作成配付

【施策を推進する上での課題】

◆ 県民一人一人の人権意識を高めるためにも、関係機関と連携し、多様な方法で継続的に 取り組む必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ リーフレット等の作成・配付、キャンペーン、講演会、テレビ、ラジオ、広報誌等の活用、市町村・学校・職場等と連携し、県民への周知を図ります。

(2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくり推進

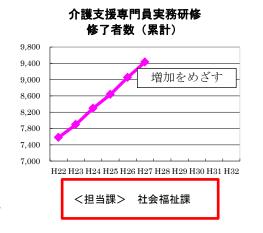
【主な取組の進捗状況】

◆誰もが自立した生活を送るための支援

認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助する事業を支援しています。

◆県ボランティアセンターの機能充実

福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援しています。



<H27 年度の主な実績>

- ・日常生活自立支援事業 新規契約件数 117 件、実利用者件数 426 件、累計実利用者数 924 件 (内訳 認知症 526 件、知的障がい者 167 件、精神障がい者 159 件、その他 72 件)、 相談援助件数 19,705 件
- ・市町村ボランティアセンター等との連携、協働による活動の支援、ボランティア受入施設等の職員対象の研修会開催、小中高校生のボランティア活動ハンドブックの作成・配付

【施策を推進する上での課題】

◆ 地域社会において、一人暮らしの高齢者など地域で孤立しがちな方々が社会的なつなが りを持ちながら自分らしく生活していくためには、福祉・介護人材の充実を図るとともに、 ボランティア活動を始めとした民間福祉活動の振興が必要となっています。

【施策の取組の方向性】

◆ 引き続き、福祉・介護人材の確保を行っていくとともに、福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していきます。

<担当課> 高齢福祉課、障がい福祉課

(3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進

【主な取組の進捗状況】

◆高齢者・障がい者等の社会参加の推進

高齢者や障がい者など、誰もが生きがいを持ち、_{2,500} 仕事や仕事以外の社会参加ができる社会づくり _{2,000} を推進しています。 _{1,500}

<H27 年度の主な実績>

- 第23回すこやか福島ねんりんピックの開催 (会場 いわき市、参加者2,463名)
- 第25回福島県シルバー美術展 (会場 福島市、出品数408点 来場者2,106名)
- ・第53回福島県障がい者総合体育大会の開催 (会場 郡山市、参加者1,666名)
- ・障がい者スポーツ教室の開催 (種目別教室 86回、団体別教室 14団体)

【施策を推進する上での課題】

◆ 高齢者や障がい者が将来にわたって健康で心豊かに生活していくためにも、関係機関と 連携し、社会参加活動を推進し、生きがい・健康づくりに取り組んでいく必要があります。

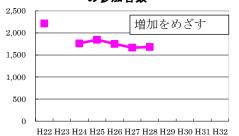
【施策の取組の方向性】

- ◆ 多くの高齢者・障がい者がスポーツや文化活動に親しむ機会を提供することにより、生きがい・健康づくり、社会参加活動を推進するとともに、参加者に優しい大会づくり、さらには、県内の高齢者・障がい者スポーツの更なる振興に結びつくような有意義な大会づくりにも重点を置いて取り組みます。
- ◆ 元気な高齢者には、高齢化社会の担い手として活躍していただき、自分自身の生きがいづくりにつながるよう、60 才以上で介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に役立てることを希望する方への介護職員初任者研修を実施し、支援していきます。
- ◆ 高齢者がその知識や経験をいかし、地域社会の担い手として、生きがいを持って働けるよう、NPO 法人等が行う生活支援や農作業支援等のモデル事業の立ちあげや拡大を支援します。

(4) 福祉サービス提供体制の復旧(再掲)

基本目標1に記載

福島県障がい者総合体育大会 の参加者数



(5) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

<担当課> 高齢福祉課

【主な取組の進捗状況】

◆介護・福祉サービスの充実

人口減少と高齢化が進行している現在、高齢者が 住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域 全体で高齢者を支える体制として、介護と医療の連 携、認知症対策、介護サービス基盤整備に取り組ん でいます。



<H27 年度の主な実績>

〇介護と医療の連携

・地域包括支援センター職員研修

(ネットワーク強化研修3回、地域ケア会議活動支援 広域支援員派遣21回、専門職派遣20回)

・地域リハビリテーション支援体制整備推進

(協議会の運営、地域リハビリテーション広域支援センターの運営 6 圏域7 医療機関、研究大会、研修会各1回開催、仮設住宅等入居者対象の生活機能支援 9 市町村、4 医療機関)

〇認知症対策

- ・認知症コールセンター 相談件数 276 件、地域支援関係者認知症対応力向上研修 1回
- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修 113名
- ・認知症疾患医療センターの設置・運営 4カ所
- ・認知症介護実践者研修(6回)、指導者養成研修(2回)、フォローアップ研修(2回)

〇介護サービス基盤整備

- ·訪問介護員対象資質向上研修 新任 115 名、技術向上研修 2 回、適正実地研修 2 回
- ・特別養護老人ホーム等の施設整備 14 法人 14 施設 (開所ベース、増床、小規模特養含む。)
- ・小規模介護施設等の緊急整備 1施設 (開所ベース、小規模特養除く。)
- ・小規模介護施設等整備推進事業 2 施設 (開所ベース)

【施策を推進する上での課題】

◆ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要があります。

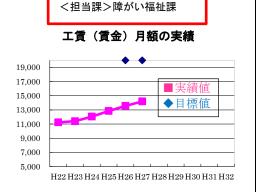
- ◆ 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、医療と介護の連携、介護サービスの充実強化、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備などを促進します。
- ◆ 高齢者が安心して自立した生活を営めるよう、見守り等地域社会全体で支え合う体制づくりを進めていきます。

(6) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

【主な取組の進捗状況】

◆障がい者の自立支援

障がい者本人が暮らしたいと望む地域において 自分らしい生活が実現できるよう、県自立支援協 議会に地域生活支援部会を設置し、障がい者の地 域生活移行及び定着を支援するとともに、長期入 院者については、自立訓練等により自立力を高め、 退院を促進し、圏域連絡会や各地域自立支援協議 会において関係機関の連携の下、地域生活の定着 を支援しています。



障がい者の一般就労の促進については、労働局と連携し、「障害者職業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行っています。また、福祉的就労の充実として、「第3期・福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、就労系事業所で働く障がい者の工賃の向上を図るため、県授産事業振興会と連携し、売上の減少や生産活動が低下している就労系事業所を支援しています。

<H27 年度の主な実績>

〇地域生活移行支援

- ・県自立支援協議会 2回開催、市町村等地域の自立支援協議会への委員派遣 3回
- ・精神障がい者地域移行・地域定着検討会3回、全体会2回開催
- ・地域住民や事業所向け理解促進等研修 7圏域で実施 受講者 471名
- ・精神障がい者ピアサポーター講師養成研修 25 名受講

〇就労の促進

- ・授産事業支援センター事業(ネットワーク化、アンテナショップ設置等)への支援
- ・障がい者就業・生活支援センターの設置・運営支援 6カ所
- ・ 障がい者就業支援ネットワーク充実業務 (就労支援部会3回)

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 退院支援を行う相談支援事業所職員や、グループホーム等の地域での住まいの場が不足 しています。
- ◆ 工賃向上に向けたB型事業所経営者の意識改革、販路拡大、商品の品質向上等に取り組 んでいく必要があります。

- ◆ 障がい者の地域生活移行・定着に向けて、より実体的な支援を図るため、県自立支援協議会の組織改編を行うとともに、作業部会等を開催し、各圏域の課題解決を図ります。
- ◆ 障がい者の工賃向上、障がい者の自立支援を図るため、県内の障がい者就労施設等のほか全国の事業団体との連携を強化するとともに、企業や官公庁からの安定した受注を確保するため、県内の共同受注システムの構築を図ります。

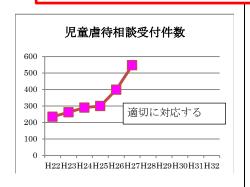
(7) DV、虐待防止及び被害者の保護·支援

<担当課> 高齢福祉課、児童家庭課、障がい福祉課

【主な取組の進捗状況】

◆DV、虐待防止対策

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力等は、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であり、相談窓口の設置・相談対応、関係機関の連携会議、関係者の対応力向上に向けた研修、一般県民や関係者に対する普及啓発を実施しています。



<H27 年度の主な実績>

〇児童虐待防止対策

- ・児童虐待相談受付 547 件 対応 529 件 児童虐待ケースへの相談対応 必要に応じて一時保護、施設入所等の対応を実施
- ・虐待から子どもを守る連絡会議
- ・児童虐待対応専門員の配置 10 名 児童虐待ケースへの助言 11 回
- ・カウンセリング強化事業の実施 54回
- 市町村要保護児童対策地域協議会講習会 6回
- ・児童虐待ケース対策研修会1回
- ・児童虐待防止普及啓発ピンバッジ及びマグネットの配付

〇高齢者虐待防止対策

・高齢者虐待防止ネットワーク連携会議、高齢者虐待対応基礎研修、身体拘束廃止推進員養成研修、 身体拘束廃止に向けた実務看護職員研修、身体拘束廃止推進セミナー

〇障がい者虐待防止対策

- ・障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修派遣 4名
- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修開催 140 名
- ・虐待防止啓発リーフレットの作成配付

ODV被害対策

- ・DVセンター(指定された保健福祉事務所)への女性相談員の配置、相談対応
- ・DV被害者地域支援体制推進のため研修会を実施する民間団体に専門のアドバイザーを派遣2回
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談・自立支援(件数 1,523 件)

【施策を推進する上での課題】

◆ 被害者への迅速かつ適切な支援を行うため、相談、対応を行う職員の資質向上、市町村、 地域包括支援センターや警察署等関係機関との連携強化が必要です。

また、DV、児童虐待については、被害者や児童の安全確保のために適切な相談対応を行うとともに、身近な相談窓口である市町村への支援を行う必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 引き続き、相談員等の資質の向上及び市町村、地域包括支援センターや警察署等関係機関との連携強化を図ります。また、DV、児童虐待への適切な対応を行うとともに、身近な相談窓口である市町村への支援を行います。

(8) 介護・福祉サービスの質の向上

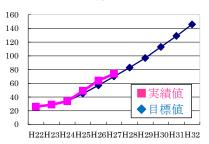
<担当課> 福祉監査課、社会福祉課

【主な取組の進捗状況】

◆介護・福祉サービスの質の向上

多様なニーズに適切に対応できるよう、福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決制度活用の 充実、福祉サービスの第三者評価事業の推進、社会 福祉関係職員の育成・定着に向けた研修を実施して います。

福祉サービス第三者評価受審件数 (累計)



<H27 年度の主な実績>

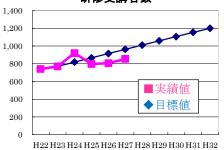
- ・福祉サービス第三者評価受審件数:10件 (H19年度からの累計74件)結果をHPにて公表
- ・現任 (階層別) 研修、 職種別研修、社会福祉法人等役員研修、課題別研修: (3,013 名受講うち 階層別研修 855 名受講)
- ・キャリアアップの仕組みの構築及び新人向けOJTの導入支援関連研修:計20回、671名受講

【施策を推進する上での課題】

◆ 社会福祉法人及び施設管理者による人材育成の ためのキャリアパス研修計画の策定及び職員の 研修機会の確保を図る必要があります。

また、第三者評価の受審に係る費用対効果に懸 念を抱いている事業所が多いため、サービスの質 の向上に係る経営者の責務について周知を図る必 要があります。

社会福祉関係職員(階層別) 研修受講者数



【施策の取組の方向性】

◆ 職員個々の研修履歴を踏まえたキャリアパス研修計画の策定及び研修機会の確保について、管理者への継続的な支援を行います。

また、第三者評価の意義及び効果、並びにサービスの質の向上に係る法人経営者の責務についての周知と合わせて、第三者評価受審促進の支援を継続的に行っていきます。

(9) 生活支援の充実

<担当課>社会福祉課

【主な取組の進捗状況】

◆ 生活保護受給者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努めています。

<H27 年度の主な実績>

·生活保護実施: 13, 182 世帯 16, 782 人(H27 年度平均)

・自立支援プログラム策定実施推進

<生活保護受給者の自立・就労支援> 退院促進員、就労支援員を保健福祉事務所に 配置し、長期入院患者の退院促進や就労支援 に関する支援を実施

<子どもの学習支援>

中学生を対象とした家庭訪問による学習支援、高校 中退防止に係る各種支援等を実施

12.0 10.0 8.0 6.0 4.0 2.0 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32

市部及び町村部の生活保護率

【施策を推進する上での課題】

◆ 就労支援においては、受給者本人の希望と求人状況のミスマッチ等により、本人の努力 のみでは就労に結び付かないことが多いため、就労支援員を活用するなど丁寧な支援が必 要となっており、福祉事務所やハローワークとの連携を密にし、適切な保護の実施と自立 支援を図っていく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 生活保護受給者に向けた自立支援においては、個別の状況に合わせ、就労支援のような 短期的・集中的な取組と、子どもやその親への支援のような息の長い取組を組み合わせて 行っていくことが重要であり、今後も取組を継続していきます。

また、平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことから、引き続き、 生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状態に応じ た包括的な相談支援を実施してまいります。

基本目標6 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) 飲料水及び食品の安全性の確保(再掲)

<担当課>高齢福祉課

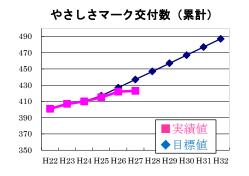
基本目標1に掲載

(2) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

【主な取組の進捗状況】

◆やさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載、高齢者疑似体験等を行っています。



<H27 年度の主な実績>

- ・やさしさマーク交付件数1件、累計423件
- うつくしま、ふくしマップHPの掲載
- ・おもいやり駐車場利用証交付件数 累計 48,997件、協力施設 0 施設 累計 1,136 施設
- ・制度の普及・啓発 (ポスター、チラシ、TV等)

【施策を推進する上での課題】

◆ 整備基準を満たす施設の整備が少ないことから、やさしさマークの交付件数が伸び悩んでいます。

また、おもいやり駐車場利用制度に対する一般の認知度が低い状況も見受けられることから、県民への更なる周知・啓発を図るとともに、おもいやり駐車場利用制度の駐車スペースを更に確保するため協力施設の理解を得る必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 各種の広報媒体を活用するとともに、協力施設・関係団体との連携を図り、イベントや 研修会など様々な機会を捉えてチラシの配布を行うなど、おもいやり駐車場利用制度の適 正化、「人にやさしいまちづくり条例」の普及・啓発を推進していきます。

(3) 生活衛生水準の維持向上

<担当課> 食品生活衛生課

【主な取組の進捗状況】

◆適正な衛生管理

レジオネラ症の原因菌であるとされる公衆浴場及び旅館の浴槽水の中のレジオネラ属 菌検査を実施し、施設の適正な衛生管理について指導、啓発を行っています。

また、理美容所において使用する器具の消毒効果について、確認検査の結果を踏まえた上で、営業者に対する適切な指導を行っています。

<H27 年度の主な実績>

- ・レジオネラ属菌検査(108件の検体採取 23件レジオネラ属菌の検出)
 - →レジオネラ属菌が検出された施設に対する管理状況等の調査、再検査により、レジオネラ属菌 が検出されなくなったことを確認。
- ・理美容所器具類の細菌検査(理美容所 551 個の器具検査実施 52.3%の器具から一般細菌又はブドウ球菌が検出)
 - →細菌の検出された施設に対する消毒方法の指導等を実施し、改善を確認。

【施策を推進する上での課題】

◆ 検査結果が出るまでに時間がかかる状況にあります。 指導後も、生活衛生水準の維持向上のために、営業者自らが自主点検を継続的に行う必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 迅速検査法の活用について検討していくとともに、保健所による監視指導による継続的 な指導を行い、営業者の意識の高揚を図っていきます。

(4) 安全な水の安定的な供給

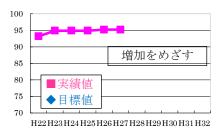
<担当課> 食品生活衛生課

【主な取組の進捗状況】

◆水の安全的な供給の確保

県民への安全な水の安定的供給を図るため、簡易 水道等の施設整備事業に対する支援を行っています。 また、災害に強い水道施設を目指し、更新整備計 画の策定や国庫補助の積極的な活用について助言す るとともに、近隣市町村との連携強化の支援を行っ ています。

緊急時応援体制の整備率



<H27 年度の主な実績>

簡易水道等の施設整備事業を実施する市町村への補助 1村

【施策を推進する上での課題】

◆ 大規模災害発生時の応急給水等については、他地域からの応援が効果を発揮することから、全ての市町村が緊急時応援体制を整備していることが望まれます。

【施策の取組の方向性】

◆ 緊急時応援協定未締結の市町村に対し、協定締結に向けた働き掛けを行っていきます。

(5) 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

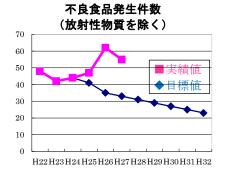
<担当課> 食品生活衛生課

【主な取組の進捗状況】

◆食の安全・安心の確保

福島県及び各中核市の「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設や食品販売施設等に対して、衛生的な食品の取扱いや適正表示などの衛生管理について、監視指導を行っています。

また、食品添加物や残留農薬検査等を実施する ことにより、市場等における違反食品の排除に努 めています。



<H27 年度の主な実績>

- ・畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査 76 検体(違反食品なし)
- ・食品中の残留農薬検査 140 検体(違反食品 1 件:「しゅんぎく」でビフェントリン(殺虫剤) の残留基準違反)
- ・食品添加物の適正使用取締り強化 578 検体(違反食品なし)
- ・遺伝子組換え食品の検査 大豆9検体(違反食品なし)
- ・食品の病原微生物・有害化学物質検査 腸炎ビブリオ、貝毒や米のカドミウム等 427 検体 (違反食品なし)

【施策を推進する上での課題】

◆ 食品製造施設や食品販売施設を対象として、違反食品の発生を未然に防止するため、検 査人員や検査機器保守点検など検査体制の整備を確保していくとともに、重点的かつ効率 的な監視指導及び食品検査が必要となっています。

【施策の取組の方向性】

◆ 過去の違反事例を参考に、検査の必要性の高い食品を重点的に検査していきます。

(6) 人と動物の調和ある共生

【主な取組の進捗状況】

◆動物愛護・適正飼養の推進

<担当課> 食品生活衛生課

動物愛護週間事業の開催や飼い犬のしつけ方教室の実施等、動物の愛護や犬猫の飼い主に対する適正飼養の啓発事業を実施することにより、人と動物の調和ある共生の実現に向けて取り組んでいます。

また、動物取扱業施設や特定動物飼養施設へ立入し、動物の適正な飼養管理をすることにより、危害や動物由来感染症の発生防止が図られるよう指導しています。

<H27 年度の主な実績>

・放置犬等の捕獲頭数 507 頭 (うち返還数 214 頭)、犬引取り数 210 頭、犬の譲渡数 290 頭、 苦情処理件数 826 件、動物取扱業者への監視率 66.4%、 特定動物の飼養施設への監視率 78.4%

【施策を推進する上での課題】

◆ 犬の捕獲頭数及び殺処分頭数については、年々減少していますが、猫の引取数 及び殺処分数については、依然として多い状況にあることから、より一層、動物 の終生飼養や繁殖制限措置の実施等、飼い主の責務に関する意識の向上を図って いく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆ 動物の愛護及び適正飼養に関する施策を一層推進するため、市町村、獣医師会 及び動物愛護ボランティア等の関係者と連携を図りながら飼い主等の意識向上に 取り組んでいきます。

(7) 健康危機管理体制の強化

<担当課> 食品生活衛生課、薬務課

【主な取組の進捗状況】

◆医薬品・医療機器の適正な管理

医薬品・医療機器等の品質、有効性、安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者・製造業者に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品等苦情相談窓口を設置し、県民からの苦情・相談に対応しています。

◆食中毒への対応

食中毒発生時等において、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るため、喫食調査、施設調査及び微生物学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、原因施設に対して必要な措置を講じています。

<H27 年度の主な実績>

〇医薬品等

- ・医薬品等の苦情相談室の設置 相談対応 33 件、主に処方薬に対する安全性や品質に関する相談
- ・医薬品等の一斉監視指導

<立入検査>医薬品 製造業者 10 件、製造販売業者 0 件、薬局 47 件、販売業者 17 件

医薬部外品 製造業者2件

化粧品 製造業者3件、製造販売業者0件

- ・医療機器の一斉監視指導 <立入検査>製造業者6件、製造販売業者3件、販売業者239件
- ・医薬品等製造業者 112 施設のうち、48 施設について薬事監視を実施(監視率 42.9%)
- ・薬局 891 施設のうち、264 施設の薬事監視を実施(監視率 29.6%)
- ·薬事監視員研修会の開催 1回30名受講

〇食中毒

・食中毒発生時(14 件、患者数 243 名)に、喫食調査、施設調査、微生物学・生化学的な検査を迅速・的確に実施し、発生原因の究明及び事故の拡大防止を図った。

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 医薬品等の苦情・相談件数は減少しています。薬局等への監視率向上のため、効率的かつ効果的な監視体制を検討する必要があります。
- ◆ 食中毒の病因物質によっては、大規模食中毒の発生に繋がることから、原因究明、拡大 防止対策等、より迅速かつ的確な対応が必要です。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 薬事監視員研修会等の機会を捉え、監視員の資質の向上と計画的かつ効率的な薬事監視 の実施に努めていきます。
- ◆ 食品の製造・加工施設及び学校給食など大量調理施設等に対する監視・指導を強化する とともに、食品関連事業者や従事者に対する衛生教育を実施し、食中毒の発生防止対策の 徹底を図ります。

(8) 災害時の保健医療福祉体制の強化

【主な取組の進捗状況】

◆福祉避難所の指定促進(再掲)

<担当課>災害対策課、保健福祉総務課、社会福祉課、 障がい福祉課、地域医療課、薬務課

市町村における福祉避難所の指定を促進するため、未指定の市町村への個別の働き掛け や関係機関・団体等との調整を進めています。

◆災害派遣福祉チームの派遣体制整備

大規模災害発生時において、障がい者や高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するため、福祉・介護専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」の派遣に向けた養成研修を実施するとともに、関係団体と連携しながら、公民協働による福祉・介護専門職の派遣体制の

整備に取り組んでいます。

◆災害時医療体制の整備

災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム(DMAT)隊員の養成研修等を実施 するとともに災害時医療体制の整備に取り組んでいます。

◆災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備

大規模災害時等に派遣する災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制について、関係者を交えた検討を行い、体制の整備に取り組んでいます。

<H27 年度の主な実績>

- ・福祉避難所の指定促進(再掲) 51 市町村359施設(平成28年3月末現在)
- ・広域災害福祉支援ネットワーク協議会の設置・運営支援
- ・災害派遣福祉チームの派遣に関する協定締結 54 法人・施設(平成 28 年 3 月末現在)
- DMAT隊員養成研修の開催
- 災害時医薬品等備蓄(医薬品等 53薬効医薬品、16衛生材料)
- ・DPAT運営協議会の開催 2回
- ・DPAT統括者及び先遣隊の国への登録

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 市町村及び関係施設等に対する福祉避難所の指定・運営に関する情報提供と、効果的な 避難行動がとれるよう避難計画の実効性を確保する必要があります。
- ◆ 災害派遣福祉チームの派遣については、派遣体制、活動経費、研修や訓練の機会の確保など、平時から災害時の福祉支援体制づくりについて検討する必要があります。
- ◆ 災害時医療について専門的知識を有する災害医療コーディネーターを養成し、平時から 訓練を行うなど、県災害対策本部等が調整機能を十分に発揮できる体制を整備する必要が あります。
- ◆ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)について、先遣隊の後に派遣するチームの編成を 進めるとともに、平時の研修等を通じて、派遣体制を強化する必要があります。

- ◆ 福祉避難所の全市町村指定に向け、引き続き、未指定市町村への働き掛けを行うととも に、災害時に円滑に福祉避難所の運営が行えるよう開設訓練の実施や、ヒト・モノの確保 に係る関係団体等との協力体制の構築など、市町村における平常時の取組を支援していき ます。
- ◆ 広域災害福祉支援ネットワーク協議会において、災害派遣福祉チームの具体的な派遣体制や研修等について検討を進めるとともに、より多くの福祉・介護事業者等との協定締結に向けた働き掛けを行っていきます。
- ◆ 災害医療コーディネーターの養成研修等を通じて、災害医療コーディネーターを核とする全国のモデルとなる災害時医療体制を構築していきます。

◆ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の体制について、引き続き検討するとともに、平成28年熊本地震への5チームを派遣した実績を踏まえ、研修等を実施し、統括者を中心としたDPAT体制を構築していきます。